

2. 明示方法

(1) 埋設標識シートの設置位置は、図1-6によるものとする。

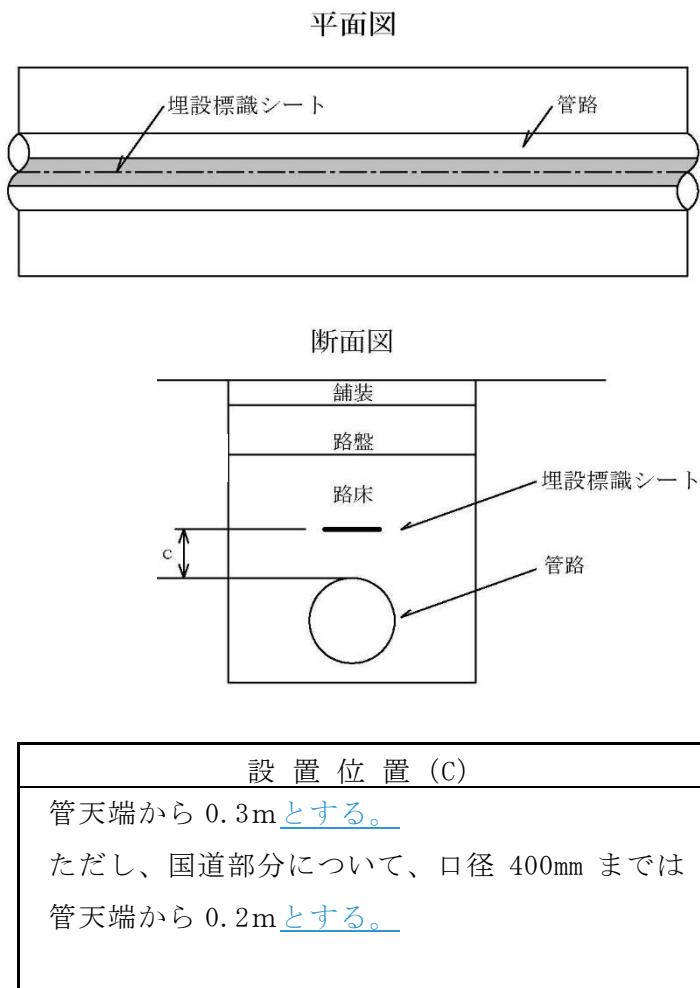


図1-6 埋設標識シートの設置位置

(2) 明示対象管は、新設管及び露出した既設管のうち、呼び径 75mm 以上の上水道管及び工業用水道管を対象とするものとする。

3. 注意事項

埋設標識シートの設置に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 埋設年シール(地色：白、文字:黒)は、埋設標識シート本体に貼り使用するものとする。
- (2) 埋設標識シートは、硬質紙箱等におさめ損傷しないように保管しなければならない。
- (3) 埋設標識シートの埋設位置(C)は、路床内に設置することを基本とするものとする。
ただし、やむを得ず路盤内に設置する必要がある場合は、監督員と協議し承諾を得るものとする。